

大分県土地収用事業認定審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分県土地収用事業認定審議会条例（平成十四年大分県条例第四十五号。以下「条例」という。）第10条の規定により、大分県土地収用事業認定審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の互選)

第2条 会長の互選は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者を会長とする。この場合において、得票数が同じである者が2人以上あるときは、くじで定める。
2 委員の異議がないときは、前項の選出方法にかえて、指名推薦の方法によることができる。

(会長等の任期)

第3条 会長及び条例第5条第3項に規定する職務を代行する者（以下「職務代行者」という。）の任期は、当該委員の任期とする。

(会議の招集)

第4条 会長は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第25条の2第2項の規定により知事から審議会の意見を求められたときは、審議会を招集しなければならない。
2 会長は、審議会を招集しようとするときは、開催期日の一週間前までに、日時、場所及び付議すべき事項を委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(欠席)

第5条 委員は、招集を受けた場合において、病気その他の事由によって会議に出席することができないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(議案書)

第6条 議案書には、事業の概要並びに事業の認定の可否及びその理由を記載し、公聴会における公述人の発言趣旨、利害関係を有する者から提出された意見書等を添付するものとする。

(開会等の宣言)

第7条 会長は、会議の開会、閉会、延会又は中止を宣言する。

(表決結果の宣言)

第8条 会長は、表決結果に基づき、議案ごとに可否を宣言する。

(会議の非公開)

第9条 審議会の会議は、原則として、非公開とする。

(議事に参与することができない委員)

第10条 条例第6条第4項に規定する自己の利害に関係する委員とは、次の各号に該当する者とする。

- 一 土地収用法第8条に規定する起業者、土地所有者及び関係人
- 二 前号に規定する者のほか、審議会が議事に直接の利害関係を有すると認める者

(専門委員)

第11条 専門委員は、会長の求めに応じ、審議会の会議に出席して意見を述べるることができる。

(議事録)

第12条 審議会の会議については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 開会、閉会の日時及び場所
 - 二 出席した委員及び専門委員の氏名
 - 三 議事日程
 - 四 議事の顛末
- 3 会長は、議事に先立ち、議事録署名委員2名を指名するものとする。

(議事要旨)

第13条 審議会の議事要旨は、公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。